平成 28 年 12 月 1 日

お客さま各位

豊田信用金庫

還付金詐欺防止のためのキャッシュカードによるお振込の制限のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度に入り、キャッシュカードを使用したお振込に不慣れな高齢のお客さまをATM に誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、このような被害を防止するための対策として、下記のとおり、一部のお客さまに対して、キャッシュカードを使用したお振込の利用制限を実施させていただきます。

急な対応となりますが、お客さまの大切な預金をお守りするための対策であり、何卒ご 理解いただきますようお願いいたします。

1.利用制限内容について

下記のお客さまはATMでのキャッシュカードを使用したお振込ができなくなります。 70歳以上、かつ

当金庫および他金融機関のATMでキャッシュカードを使用したお振込を 3 年以上 されていないお客さま。

2. 利用制限実施日

平成28年12月1日(木)より

3.上記のお客さまがキャッシュカードによるATM振込を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。